

⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。

なお、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

(5) 軽減の程度は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

(6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

4 留意事項

(1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。

(2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、

当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営む他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外とされたことから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。

5 平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置

(1) 目的

平成21年4月の介護報酬改定（以下「報酬改定」という。）は、介護従事者の処遇を改善することを目的としているが、この報酬改定に伴い、利用料も上昇することとなる。このため、本事業に基づく対象者について経過措置として、3(5)の軽減の程度を拡大することにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。

(2) 実施方法等

① 本経過措置の対象

3(2)中法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額とする。

② 軽減の程度

3(5)中「1/4」とあるのは、「28%」と、「1/2」とあるのは、「53%」と読み替えることとする。

(3) 実施期間

平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

3. 調整交付金の適正な交付について

会計検査院による平成19年度決算検査報告において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付されている事例が指摘された。

介護給付費財政調整交付金については、誠に遺憾ではあるが、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところである。

なお、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費を算定するにあたり、介護給付費等の数値を誤って計上するなどのケアレスミスによるものであるが、一部には算定対象月以外の月分を計上するなど制度の理解が不十分であると考えられるものも見受けられる。

これらの誤りは、算定にあたり改めて関係法令や交付要綱等を十分に確認するとともに、申請の際にまとめて数値の検証を行うのではなく、毎月の数値について経過した月ごとに順次検証を行うなどの事前準備を行っておくこと、前年度数値との比較を行うなどの検証を行うことにより回避することができるものと考えられる。

については、管内市区町村に対し、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底を図るとともに、交付申請及び実績報告時における書類審査の厳格な実施をお願いしたい。

4. 介護保険事業状況報告システムの改修について

- 介護保険における各保険者の事業の実施業況については、介護保険法第197条の2に基づき全国の状況を把握し、制度運営のための基礎資料としている。
- 具体的には、介護保険事業状況報告システムを活用し、保険者ごとの事業状況を都道府県を通じ厚生労働省へ毎月報告いただいているところである。
- これまで、このシステムは厚生労働行政総合情報システム（以下「WISH」という。）を利用して運用されてきた。しかし、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日、各府省情報化統括責任者連絡会議決定）に基づき策定された「厚生労働行政総合情報システムの業務・システム最適化計画」により平成22年度を目途にWISHの電子メール機能が廃止され、総務省自治行政局の総合行政ネット（以下「LGWAN」という。）経由での運用に切り替わることとなっている。
- このLGWANへの切り替えや今後の使用環境（新しいOS等）への対応、集計機能の強化等を図るため介護保険事業状況報告システムを改修していただく必要があることから、平成21年度予算（案）においてシステムの改修に必要な予算を確保したところである。

【介護保険事業費補助金】

○介護保険事業状況報告システム改修事業

- （項）介護保険制度運営推進費
- （目）介護保険事業費補助金

< 目 的 > 各都道府県における介護保険事業状況報告システムの改修を行い、介護保険事業の実施状況に係るデータの円滑な収集、報告等を行える環境を整備することを目的とする。

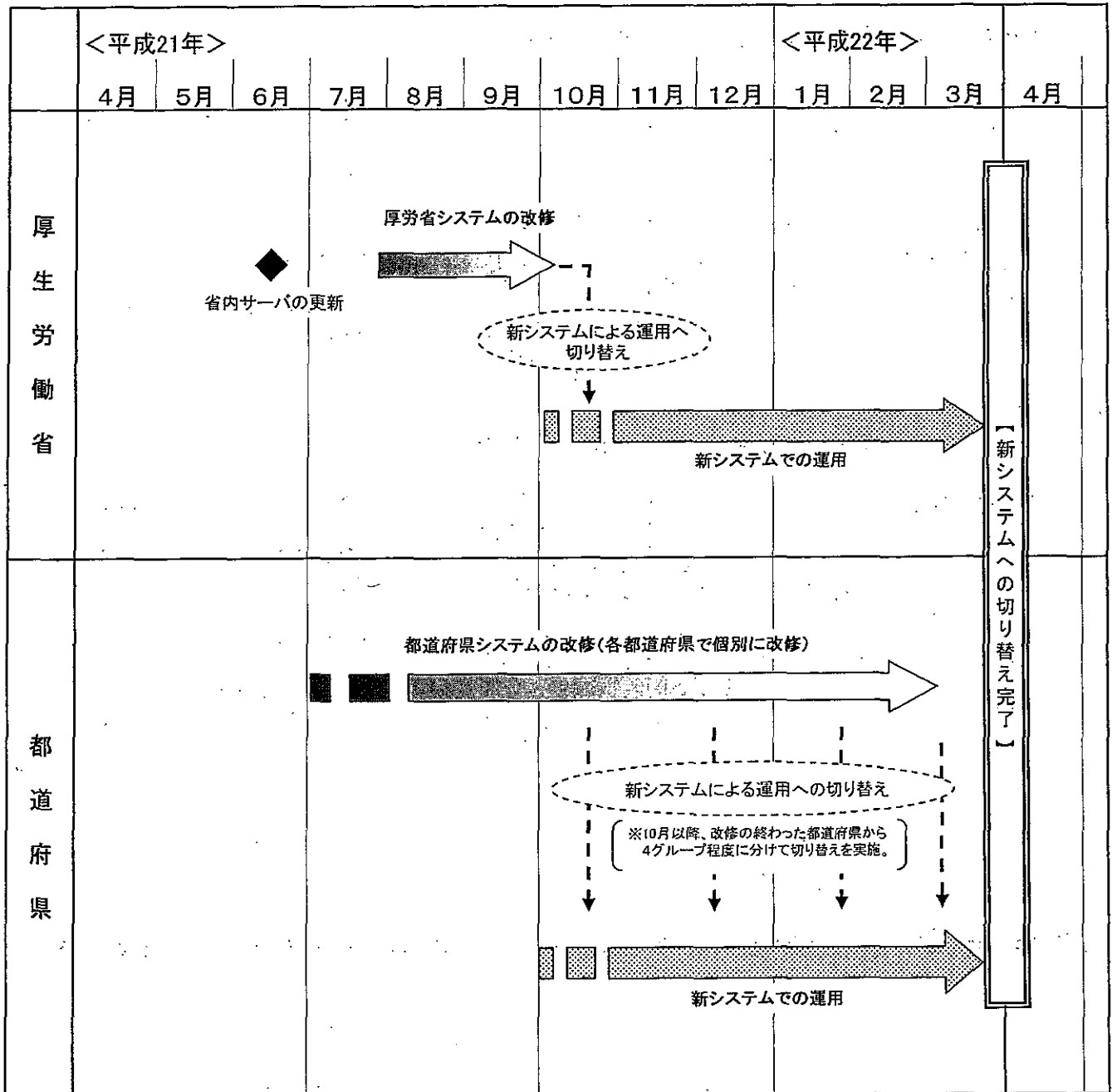
< 実施主体 > 都道府県

< 負担割合 > 国1/2，都道府県1/2

< 予 算 額 > 58,800千円（国庫補助ベース）

- 追って、この実施要綱及びシステム改修に係る仕様書をお示しすることとしている。

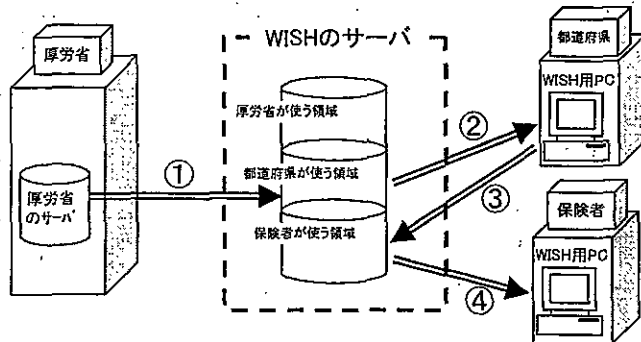
介護保険事業状況報告システムの改修スケジュール(案)



現行システムの運用と22'以降のシステムの運用(イメージ図)

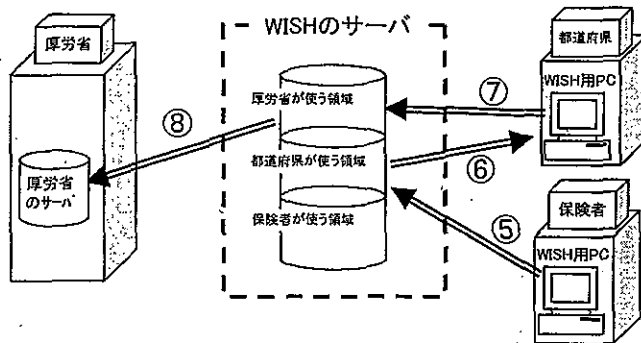
【現行】 ※全てWISHのサーバ上でデータ(メール)のやりとりが行われている。

◇厚労省→都道府県→保険者へ様式等のデータを配信する場合



- ①厚労省→都道府県へメールを送付
- ②都道府県がサーバからメールを取り出す。
- ③都道府県→保険者へメールを送付
- ④保険者がサーバからメールを取り出す

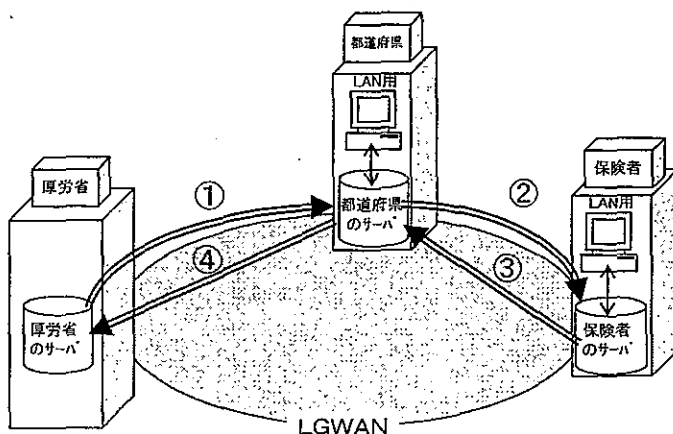
◇厚労省→都道府県→保険者へデータを報告する場合



- ⑤保険者→都道府県へメールを送付
- ⑥都道府県がサーバからメールを取り出す。
- ⑦都道府県→厚労省へメールを送付
- ⑧厚労省がサーバからメールを取り出す



【22年度以降】 ※厚労省、県、保険者のサーバを利用してデータ(メール)の送受信を行う。



<厚労省がデータを配信する流れ>

- ①厚労省→都道府県へメールを送付
- ②都道府県→保険者へメールを送付

<保険者が報告する流れ>

- ③保険者→都道府県へメールを送付
- ④都道府県→厚労省へメールを送付

厚生労働行政総合情報システムの業務・システム最適化計画（概要）

業務・システムの概要

厚生労働行政総合情報システム（以下「WISH」という。）は、厚生労働行政の推進に資するため、各部局が別々に構築しようとしていたオンラインシステムを集約し、安全性・信頼性の高い効率的な基盤を整備することを目的としたシステムである。

WISHは厚生労働省本省と施設等関係機関間に整備した専用のネットワーク回線、共用システム・共通基盤機能及びWISHを利用している個別システムのサーバ群から構成されている。

最適化の実施内容

【業務施策・システム施策】

(1) ネットワーク構成の見直し

- ・ 「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき整備される統合ネットワークへ平成20年度までに統合
- ・ L G W A Nの利用拡大を図り、WISHのネットワーク回線の提供を段階的に終了

(2) 運用管理業務の見直し

- ・ 個別システムのサーバ群は、他の業務・システム最適化の実施により統合されるものを除き、データセンターに平成22年度までに集約
- ・ 発信者番号認証及びデータ集配信機能は、順次廃止

(3) 共用システムの見直し

- ・ 保健医療福祉GISデータベースシステム及び緊急情報発信システムは、厚生労働省ホームページを活用して、平成19年度までに廃止
- ・ 電子メール・電子掲示板機能等は平成22年度を目途に廃止

【安全性・信頼性施策】

- ・ データセンターで扱う情報の機密性の確保等、セキュリティ対策を実施

【調達施策】

- ・ 競争入札を実施し、公平性、透明性の確保に努める
- ・ 安定的かつ信頼性の高いサービスを維持するため、サービスレベル契約（SLA）を導入

最適化に係る効果

上記取り組みにより、最適化完了後、運用管理業務の統合に伴う費用の増加が見込まれるものの、ネットワーク機能の見直し等により、全体で年間約5.1億円（試算値）の経費削減、年間延べ190日（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

5. 各都道府県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務について

- 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、介護保険法第176条のもとで介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置付けられている。さらに「運営基準」においては、国保連合会の事業者に対する指導及び助言の権限がうたわれるとともに、指導・助言を受けた改善内容の国保連合会への報告義務が盛り込まれている。
- 国保連合会に寄せられたサービス利用者、従事者等からの苦情及び通報情報等は、介護給付適正化事業においても重要な情報となり得るため、各都道府県におかれては、国保連合会が実施している苦情処理業務について財政面も含めた適切な支援及び協力を行っていただくとともに（国保連合会が実施している苦情処理業務に係る費用については、三位一体改革に伴い、平成15年度より一般財源化され、各都道府県に対して所要の財源が措置されているところ）、国保連合会と情報の共有化を図り、苦情及び通報情報等の的確な把握及び分析を行い、それらの情報を介護給付適正化事業に活用していただきたい。

介護保険法

第176条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

（中略）

- 二 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

（後略）

指定居宅サービス等の人員の基準、設備及び運営に関する基準

第36条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（中略）

- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。